

# 令和5年度財政援助団体等監査報告書

## (公益財団法人水戸市スポーツ振興協会)

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

### 2 監査の対象

(1) 対象団体 公益財団法人水戸市スポーツ振興協会（以下「協会」という。）

(2) 所管課 市民協働部体育施設整備課

(3) 監査の範囲

ア 令和4年度に執行された事業運営に係る出納その他の事務

イ 令和4年度に市が交付した運営補助金（43,362,000円）に係る出納その他の事務

ウ 令和4年度に執行された体育施設（東町運動公園）の管理に係る出納その他の事務

ただし、必要に応じて他の年度分についても監査の対象とした。

### 3 監査の期間

令和5年6月5日から同年7月25日まで

### 4 監査の着眼点

監査に当たっては、水戸市監査基準にのっとり、対象団体における財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼とし、次の項目について、重点監査項目として特に留意して監査を実施した。

(1) 対象団体

ア 決算諸表等は、公益法人会計基準等に準拠して作成されているか。

イ 会計経理及び財産管理は適切か。

ウ 補助金が補助対象経費以外に流用されていないか。

エ 公の施設の管理に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づく義務の履行は適切に行われているか。

オ 公の施設の管理に係る会計経理は適切か。

(2) 所管課

ア 団体に対する指導監督は適切に行われているか。

イ 補助金の交付手続等は適切か。

ウ 協定書には、必要事項が適正に記載されているか。

エ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

### 5 監査の主な実施内容

監査の対象とした書類について、関係書類の閲覧、担当職員からの説明聴取等により監査を実施した。また、7月25日には、監査委員室において対象団体及び所管課の関係

職員から説明を聴取し、質疑を行った。

## 6 監査の結果

1から5までのとおり監査した限り、重要な点において、対象団体における財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。しかしながら、「7 意見」「8 指摘事項」に記載したとおり、検討又は改善を要すべき事項が見受けられたので、適切に措置を講じられたい。

## 7 意見

### (1) 事業収益の確保について

令和4年度の事業収益を当初予算と比較すると、利用料金収益は、下入野健康増進センターのオープンや東町運動公園の利用者数の増加等により約670万円増加しているが、自主事業収益は、新型コロナウイルス感染症の影響等により各種スポーツ教室の参加者数が募集人数を下回ったことなどから、約1,500万円減少している。

協会においては、引き続き、施設利用者へのアンケート調査等により利用者のニーズの把握に努め、ニーズを反映した各種事業の推進に取り組むとともに、多種多様な媒体を活用したイベント情報等の積極的な発信を行うことで、施設の更なる利用促進を図り、事業収益の確保に努められたい。

特に、自主事業収益については、協会の安定した経営のために必要な自主財源であることから、魅力あるプログラムの提供や市民への一層の周知等を図り、各種スポーツ教室の参加者の増加に取り組まれたい。  
(水戸市スポーツ振興協会)

### (2) 東町運動公園を活用したスポーツコンベンションの誘致の強化について

東町運動公園は、スポーツ文化やにぎわい・交流の創出につながる、水戸市のスポーツコンベンションの拠点として、平成31年4月に整備された施設である。

協会では、東町運動公園をはじめとする体育施設を活用して全国クラスの大会の開催、誘致に取り組み、スポーツ文化におけるにぎわい・交流を創出するスポーツコンベンションの一層の充実を図ることを経営方針に掲げている。令和5年度の事業計画においても、地域が有する豊かなスポーツ資源を活用しながらスポーツイベントの誘致等による交流人口の拡大や地域の活性化を図ることとしている。

令和5年7月には、2,000席の大ホールを有する水戸市民会館が開館したことにより、東町運動公園と水戸市民会館の両施設の特性を生かした多様なスポーツコンベンションの開催が可能となったところである。

今後においては、スポーツコンベンションの拠点としての東町運動公園等の魅力を分かりやすく発信するとともに、各種コンベンションの誘致、支援に取り組む水戸観光コンベンション協会や市の関係部局との連携を深め、スポーツコンベンションの一層の誘致に努められたい。  
(水戸市スポーツ振興協会)

## 8 指摘事項

### (1) 預り金の会計経理について

協会の財務会計規程によると、源泉所得税や住民税、社会保険料など、職員給与等から差し引いて協会が税務署等に支払う現金は、流動負債の預り金に計上して総勘定元帳に記録するよう定めている。

しかし、協会では、源泉所得税等の預り金について、総勘定元帳に記録せずに、帳簿外で管理していた。現金預金の管理については、ミスや不正などが起きるリスクが高いことから、今後においては、総勘定元帳に記録して会計処理を行うよう改められたい。  
(水戸市スポーツ振興協会)

### (2) 再委託の承諾について

協定書において、受託者（協会）は、管理業務の全部又は一部を他に請け負わせる場合には、あらかじめ委託者（水戸市）から書面による承諾を得ることとされている。

しかし、協会では、集団運動教室、イベント事業等の運営業務の再委託について、水戸市の承諾を得ていなかったことから、再委託を行う際には、書面による承諾を得ることを徹底されたい。  
(水戸市スポーツ振興協会)

### (3) 勘定科目について

協会の会計においては、複式簿記の原則に従い、協会の財務会計規程に定める勘定科目に計上して会計処理を行わなければならないが、次の事例のとおり勘定科目が誤っているものが見受けられたので、適切な勘定科目で会計処理を行うよう改められたい。

ア 銀行の金種指定払戻手数料、書籍代振込手数料等を支出する際の勘定科目は、「手数料」が適切であるが、「負担金」に計上していた。

イ スポーツ教室の釣銭を準備する際の勘定科目は、「現金預金」が適切であるが、「教材費」に計上していた。  
(水戸市スポーツ振興協会)



# 令和5年度財政援助団体等監査報告書 (公益財団法人水戸市芸術振興財団)

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

## 2 監査の対象

- (1) 対象団体 公益財団法人水戸市芸術振興財団（以下「財団」という。）
- (2) 所管課 市民協働部文化交流課
- (3) 監査の範囲
  - ア 令和4年度に執行された事業運営に係る出納その他の事務
  - イ 令和4年度に市が交付した運営補助金（569,134,000円）に係る出納その他の事務
  - ウ 令和4年度に執行された水戸芸術館の管理に係る出納その他の事務  
ただし、必要に応じて他の年度分についても監査の対象とした。

## 3 監査の期間

令和5年9月29日から同年11月30日まで

## 4 監査の着眼点

監査に当たっては、水戸市監査基準にのっとり、対象団体における財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼とし、次の項目について、重点監査項目として特に留意して監査を実施した。

- (1) 対象団体
  - ア 決算諸表等は、公益法人会計基準等に準拠して作成されているか。
  - イ 会計経理及び財産管理は適切か。
  - ウ 補助金が補助対象経費以外に流用されていないか。
  - エ 公の施設の管理に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づく義務の履行は適切に行われているか。
  - オ 公の施設の管理に係る会計経理は適切か。
- (2) 所管課
  - ア 団体に対する指導監督は適切に行われているか。
  - イ 補助金の交付手続等は適切か。
  - ウ 協定書には、必要事項が適正に記載されているか。
  - エ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

## 5 監査の主な実施内容

監査の対象とした書類について、関係書類の閲覧、担当職員からの説明聴取等により監査を実施した。また、11月30日には、監査委員室において対象団体及び所管課の関係

職員から説明を聴取し、質疑を行った。

## 6 監査の結果

1から5までのとおり監査した限り、重要な点において、対象団体における財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。しかしながら、「7 意見」「8 指摘事項」に記載したとおり、検討又は改善を要すべき事項が見受けられたので、適切に措置を講じられたい。

## 7 意見

### Mitori0地区における3施設の連携強化について

本市では、令和5年7月に水戸市民会館が開館し、水戸芸術館、水戸市民会館、京成百貨店の3施設で構成されるエリア「Mitori0（ミトリオ）」を中心とする新たなにぎわいの創出に向けた取組を推進しているところである。

財団では、水戸芸術館の運営基本理念として「市民の芸術文化活動の拠点となる」、「都市の活性化に寄与する」ことを掲げており、令和5年度の事業計画の中で、水戸芸術館、水戸市民会館、京成百貨店の連携によって、Mitori0地区の振興と中心市街地の活性化に寄与していくことをうたっている。

今後においては、3施設の連携を一層強化し、水戸芸術館単独の事業だけでなく、各施設の強みを生かした連携事業の展開に積極的に取り組むとともに、Mitori0周辺地区の商店街等との連携を図りながら、中心市街地のにぎわいの創出や交流人口の増加に寄与するよう努められたい。  
(水戸市芸術振興財団)

## 8 指摘事項

### (1) 随意契約について

財団の財務規程によると、契約をする場合は指名競争入札又は随意契約の方法により行うこととされており、随意契約は、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき」や「時価に比して明らかに有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」、予定価格が130万円未満の契約（業務委託契約及び売買契約にあっては80万円の契約）をするときなど、財務規程に定める場合に限り行うことができるとされている。

また、随意契約をする場合には、なるべく3以上のものから見積書を徴することとし、予定価格が10万円以上の契約について1者のみから見積書の徴取によって相手方を決定する場合には、随意契約の具体的理由を記載した随意契約理由書を作成することとされている。

しかし、業務委託契約等の随意契約理由書において、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき」に該当する理由として「開館当初から担当している」と記載しているものや、「時価に比して明らかに有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」に該当する理由として「現場に長けたプロの人材と低価格で契約できる」又は「割引価格で賃借できる」と記載するのみで、有利な価格であることの根拠が記載していないものなど、随意契約の具体的理由として不十分なものが見受けら

れた。

財団の運営事務費や事業費の財源の約80%は、市からの補助金と指定管理料であることから、市民への説明責任を果たすためにも、1者との随意契約をする場合は、その相手方に限定されることが明らかになるよう、随意契約理由の明確化に努められたい。  
(水戸市芸術振興財団)

## **(2) 契約書の記載事項について**

契約の成立について、民法第522条では「契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示に対して相手方が承諾をしたときに成立する」とされており、財団の財務規程においては、「契約の相手が決定したときは、遅滞なく契約の目的、契約金額、履行期限その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない」とされている。また、契約金額が130万円以下の契約など、契約書の作成を省略する場合には、契約の相手方から請書を徴するものとされている。

しかし、振付業務や音響業務などの委託契約において、業務内容が契約書等に記載されていないものや、記載された業務内容が不明確なものが見受けられた。

契約においては、契約内容を相手方に明確に示した上で合意することが重要であり、曖昧な契約内容によって生じるトラブルを回避するためにも、契約内容の明確化に努められたい。  
(水戸市芸術振興財団)